

松田町立小学校校舎建設事業 仕様書

平成30年12月

松 田 町

目 次

序	松田小学校の木の学校づくりにあたって	
	松田小学校の校舎建設について	1
	校舎建設の基本方針	1
	校舎建設の主なコンセプト	2
第1	基本事項	
1.	背景・目的	4
2.	仕様書の位置付け	4
3.	対象建物の概要	5
4.	業務の概要	6
5.	工期	6
6.	支払い	7
7.	選定内容を履行できなかった場合の措置	8
8.	火災保険等	8
9.	危険負担	8
10.	著作権等	8
11.	その他	9
第2	設計・施工条件	
1.	関連法令・条例等の遵守	10
2.	適用基準	11
3.	設計業務における基本的な考え方	12
4.	対象施設に係る基本条件	17
5.	設計業務	29
6.	工事監理業務	31
7.	施工業務	33
別紙資料1	リスク分担表	
別紙資料2	校舎棟等必要諸室リスト	
別紙資料3	各種業務に係る提出書類	
別紙資料4	設計業務に係る成果品	

序 松田小学校の木の学校づくりにあたって

松田小学校の校舎建設について

～ いのちを育み、周りの環境や景観に配慮した 町のシンボルとなる魅力ある学校 ～

新しい校舎を建設するにあたっては、将来的な子どもの状況や教育上の課題等を見据え、学校のあり方検討委員会を設置して協議を重ねてきました。

その結果、子どもの「育ち」や「学び」をつなぐ、保育園、幼稚園、小・中学校の一貫教育の推進、地域との関わりを大切にしたい地域とともにある学校、ICT教育や英語教育の推進充実などの方向性が示されました。

また、これまでに開催した地域住民説明会や意見交換会、パブリックコメント（住民からの意見募集）、更には、松田小学校の先生方から現場の要望も頂きました。

これら様々な方からの思いやご意見をもとに、学校のあり方検討委員会の提案も踏まえて計画策定を進めてきました。

地球環境に配慮した機能的で使いやすく、将来の多様な学習活動に利用可能な設計を行うことにより、質の高い教育を旨とし、子どもたちや先生方、利用者や地域の方々にも親しまれ、安全かつ安心して学ぶことができる次世代に向けた先進的な校舎の建設に取り組んでいきます。

校舎建設の基本方針

- ①子どもたちが安心して学習や生活に打ち込める居場所にする。
- ②児童や教職員等、利用者にとって居心地のよい施設にする。
- ③木材を活用し、木の温もりやうるおいのある教室環境を確保する。
- ④障がいのある方や高齢者にも配慮した施設にする。
- ⑤地域の景観や地域の方々の思いや願いに配慮した施設にする。
- ⑥地域の方や保育園・幼稚園・小・中学校職員との交流等にも配慮した施設にする。
- ⑦情報化や国際化など、多様な学習活動に対応できる機能を備える。
- ⑧災害に強く、安全で、避難所としての機能を備えた施設にする。
- ⑨採光や通風など、地球環境に配慮・工夫し、併せて再生可能エネルギーの活用による健康的な室内環境を確保する。
- ⑩将来、小中一貫校にも対応可能な施設とする。

校舎建設の主なコンセプト

1) 木の温もりやうるおいにあふれる子どもにやさしい学校

- ・普通教室を中心に木を活用して温もりのある落ち着いた雰囲気のある教室にする
- ・周囲の自然環境や建物等にも配慮した施設にする
- ・自然採光や自然換気などに配慮した明るく開放的で親しみのある施設にする
- ・敷地の外周には四季を感じることができる植栽を配置する

2) 利用者にとって使い勝手のよい校舎

- ・室内の広さ・明るさ、風通し、廊下の広さ、空調設備等に配慮する
- ・学年集会等の集まりのための多目的ルームまたはスペースを設置する
- ・教育相談、更衣室、倉庫、安全上の設備、教室の配置等を考慮する

3) 障がいのある方や体の不自由な方等にも配慮した施設

- ・各階や体育館に多機能トイレを設置する
- ・スロープなどのバリアフリー化を進める
- ・車椅子対応のエレベーターを設置する

4) 地域に開かれ、地域の方々の学びの場としての校舎

- ・地域の方や保護者等が気軽に使用できるコミュニティルームを備える
- ・図書室や情報機器を兼ね備えた情報センターとしての機能を備える
- ・学童保育や放課後子ども教室に対応して利用や活動がし易い施設にする

5) 情報化や国際化などに対応した設備や機能を備えた校舎

- ・各教室には電子黒板などの多様化に対応できる ICT 環境を備える
- ・無線 LAN などのネットワーク環境を充実させた施設にする
- ・イングリッシュスペースを確保する
- ・諸室の名称サインは、日本語と英語の表記を行う

6) 多様な学習活動や学習形態に対応した施設

- ・少人数学習やチームティーチング学習等の多様な学習活動に備えた施設にする
- ・児童の主体的な学習を支える拠点として、図書室とコンピュータ室の機能を併せ持つメディア室を設置する

7) 安全で、災害に強い避難所としての機能を兼ね備えた校舎

- ・セキュリティ対策として、警備システムやフェンス・門扉などに保安警備に必要な機能を備え、不審者の侵入を防ぐ対策を備える
- ・防災、防犯に配慮した安全・安心な施設にする
- ・子どもたちや地域のための災害備蓄倉庫（食料・備品・資機材）の機能を備える
- ・避難所の設備を備える
- ・緊急車両の出入がしやすい施設にする
- ・強度や耐火を考慮した構造にする

8) 将来、少子化による小中一貫校にも対応可能な校舎

- ・将来的に、同一敷地内に小中一貫校としての建物利用及び校舎棟の増築にも留意した施設とする
- ・小中学生の共有に対応した施設設備をする（職員室や保健室、部活動や体育の授業に備えた体育館やグラウンド、教室や机・椅子等の大きさ、特別教室の机は電動で高さ調整ができるもの等）
- ・園児や児童・生徒、教職員の交流ができる施設にする

9) 衛生的で安全・快適な給食調理室を完備した校舎

- ・衛生的で安全・快適な調理場の確保と充実した設備にする
- ・将来的に外部施設へ配送が可能となるよう整備する

10) 地球環境に配慮した学校

- ・再生可能エネルギーの活用等によるランニングコスト低減により、省エネルギー施設とする
- ・採光や通風、温度差を利用するなど、自然の力を活用した工夫や設備を導入する
- ・環境省が推奨するゼロ・エネルギー・ビルド（ZEB）仕様を考慮する

第1 基本事項

1. 背景・目的

松田町（以下「本町」という）では、人口減少及び少子高齢化が急速に進み、子どもの数も減少している。

平成28年9月に町に提出された「町立幼稚園、小・中学校の適正規模・配置のあり方に関する提言書」においては、松田小学校及び寄小学校は存続させていくこととなったが、昭和48年に建設された現在の松田小学校は築後45年が経過し、施設が老朽化しており、大規模改修の必要が生じている。現在の敷地内に新たな校舎の建設を行うことを決定した。

本町では、平成28年度に校舎建設基本計画（平成29年3月）を策定した。将来的な本町の教育環境の見直し等、学校校舎建設を取り巻く状況の変化を踏まえ、校舎棟等の規模や概算事業費等の計画の再考を行い、校舎建設事業を実施することとなった。

そこで、本町では、町民や教職員、専門家などの様々な方からの意見をまとめ、建設にあたってのコンセプト（概念）や基本方針をもとに計画や建設を進めていきました。

この計画や建設を進めるにあたって、将来的に本町がめざす教育等、学校校舎建設を取り巻く状況の変化を踏まえて、民間の所有するノウハウや技術力により、コスト削減、工期短縮等を図ることや、木材調達に時間を要するため、設計・施工・工事監理を一括発注での公募型プロポーザル（提案）方式を実施します。

この方式により、民間のもつ柔軟な発想力や技術力、組織の体制、木材確保や豊かな経験等を有する企業の参加を求め、住民の皆様や学校及び町の要望等に最も適した提案をした提案者を採用し、未来を見据えた教育環境の整備・充実を目的とします。

さらには、将来的に本町の小学校及び中学校の児童・生徒数が著しく減少した場合を想定し、同一敷地内に増築することによる小中一貫校も可能となるよう、ランドマスタープランの計画・設計を行うものとしたします。

2. 仕様書の位置付け

本仕様書（以下「本書」という）は、本町が発注する松田町立小学校校舎建設事業（以下「本事業」という）の実施にあたって、本事業の選定事業者（以下「事業者」という）に要求する業務仕様を示すものであり、募集要項と一体のものである。

なお、事業者が提出した技術提案書については、本事業における基本設計図書の骨子として、本書とともに設計図書の一部として取り扱う。また、本書に記載されていない事項についても、「第2 設計・施工条件 2. 適用基準」を遵守し、あわせて、本事業を実施するために当然必要と思われるものについては、全て事業者の責任において補足・完備しなければならない。

3. 対象建物の概要

(1) 現況施設の概要

名称	構造・階数	延床面積	建築年度	整備区分
校舎	RC造4階	6,975 m ²	S48年3月	解体及び新築 (建替え)
屋内運動場	RC・S造 2階	788 m ²	S49年2月	解体及び新築 (建替え)
グラウンド	—	4,986 m ²	—	改修

(2) 整備対象施設の概要

名称	構造・階数	延床面積	施設概要
新校舎棟	木造主体 4階以下	事業者提案 による	普通教室18室等：木造 特別教室及び管理諸室等：RC造等
屋内運動場	RC・S造 2階以下	事業者提案 による	避難所として兼用
グラウンド	—	事業者提案 による	
外構	—	—	外灯、フェンス等

※都市計画法第29条に基づく開発行為の許可に該当しない事業内容とすること。

(3) 敷地条件

ア 所在地 : 神奈川県足柄上郡松田町松田庶子200番地

イ 敷地面積 : 10,761 m²

ウ 地域地区

用途地域 : 第一種住居地域

建ぺい率 : 60%

容積率 : 200%

防火地域 : 指定なし

エ 道路状況

東側 : 町道3号線 平均幅員約4.0m (平成31年度内に幅員約7mになる予定)

: 町道1-7号線 平均幅員約3.0m

北側 : 町道1-6号線 平均幅員約4.0m

南側 : 町道2号線 平均幅員約4.0m

オ 周辺状況

東側及び北側 : 町道を挟んで宅地

西側 : 寒田神社に隣接

南側 : 宅地及び町道に隣接

カ	その他	
	上水道	: 町営水道
	下水道	: 公共下水道
	ガス	: LPガス
	電気	: 電力会社

(4) 耐力度診断状況

平成 29 年 10 月に「松田小学校校舎耐力度診断（文部科学省「学校建物の耐力度調査実施要領」により実施）」に基づき、建設後 45 年を超えているため、耐力度診断を実施した結果、耐力度は基準値を超えると示された。また、松田小学校は文部科学省が示す補助金対象基準内となっている。

4. 業務の概要

本事業は、下記の業務を本書に従い、一括で行う。

(1) 設計業務

- ア 各種調査業務
- イ 基本設計業務
- ウ 校舎棟及び屋内運動場建築工事実施設計業務
- エ 校舎取り壊し工事設計業務
- オ 外構工事等実施設計業務
- カ グラウンド工事設計業務
- キ 建築確認申請等各種手続き
- ※ 設計業務には、下記「4. (2) 施工業務」の工事に付随して必要となる電気設備工事及び機械設備工事を含む。

(2) 施工業務

- ア 校舎棟及び屋内運動場建築工事（電気設備工事及び機械設備工事を含む。）
- イ 校舎取り壊し工事
- ウ 外構工事等（電気設備工事及び機械設備工事を含む。）
- エ グラウンド改修工事

(3) 工事監理業務

- ア 上記「4. (2) 施工業務」の工事に対する工事監理業務
- イ 出来高監理業務

5. 工期

契約締結：平成 31 年 6 月中旬予定

事業工期：契約締結の翌日から平成 35 年 2 月 28 日（火）まで

本業務は文部科学省による国庫補助事業のため、国庫補助の対象となる施工業務は、発注者の指示を受けてから契約及び着手すること。なお、当該指示については、平成 32 年 4 月 20 日頃までに行う予定とする。

よって、上記事業期間のうち、設計、施工及び工事監理期間は、原則として、下記のとおりとする。

設計期間：契約締結の翌日から平成32年3月31日（火）まで

施工期間：平成32年4月1日（水）から平成34年12月31日（土）まで

工事監理期間：平成32年4月1日（水）から平成35年2月28日（火）まで

6. 支払い

契約金額の支払いは、概ね以下のとおりとする。詳細は、本町と事業者との間で締結する各個別契約に示す。

(1) 設計費（H31年度に契約）

年度	支払内容	支払限度額	備考
31年度	完了払い	設計費の全額	

(2) 工事監理費（H32年度に3カ年契約）

年度	支払内容	支払限度額	備考
32年度	部分払い	年度出来高額の90%以内	出来高払い
33年度	部分払い	年度出来高額の90%以内	出来高払い
34年度	完了払い	工事監理費相当額の残高	

(3) 施工費（H32年度に2カ年契約）

※契約時期は文部科学省の補助金等の内定(例年4月20日頃)以降となる。

※前払金については、松田町公共工事の前払金に関する規則（昭和60年3月30日規則第10号）による。

(4) 校舎取り壊し工事費（H34年度に契約）

※契約時期は文部科学省の補助金等の内定(例年4月20日頃)以降となる。

※前払金については、松田町公共工事の前払金に関する規則（昭和60年3月30日規則第10号）による。

(5) 外構・グラウンド工事費（H34年度に契約）

※契約時期は文部科学省の補助金等の内定(例年4月20日頃)以降となる。

※前払金については、松田町公共工事の前払金に関する規則（昭和60年3月30日規則第10号）による。

※各契約については、プロポーザル後に協定書を締結し、金額等を決定するが、各契約については、国の補助金等を活用する場合、締結日は別に定める。

※補助金等の申請において、事業者は本町の支援を行い、必要な資料の提供や助言を行うこと。

※本事業については、文部科学省所管の学校施設環境改善交付金のほかに、ZEBに関する補助金や消防防災施設整備費補助金、公共建築物の木造化や内装木質化

の補助金等の対象となることが想定されるので、事業者においては、積極的に、利用できるよう設計・施行すること。また、その他の補助金の対象となることも想定されるので積極的に提案することを期待する。また、補助金によっては、この他に別契約となることや内訳を明記する場合もある。

7. 選定内容を履行できなかった場合の措置

事業者は、本書及び第1次審査ならびに第2次審査の提案書類（以下「技術提案」という）に基づき、本事業を行う。事業者の責により本書及び技術提案を満たす工事が行われない場合、本事業の事業者に対し、設計（基本設計、実施設計）、施工業務（本体工事、外構・グラウンド工事、校舎取り壊し工事）及び工事監理業務について再度の実施を求めるとともに、契約金額の減額や損害賠償の請求等を行うことがある。詳細は契約書で示す。

8. 火災保険等

事業者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。）等に火災保険、建設工事保険及び賠償責任保険を付すものとする。

なお、保険期間は、仮設工事を含む施工業務の着手日から平成35年3月31日（金）までとする。

9. 危険負担

本事業における契約金額の増加等の負担は、別紙資料1「リスク分担表」による。

10. 著作権等

（1）成果物等の公表等

事業者は、本町の承認を得ずに、技術提案及び設計図書等の成果物を第三者に譲渡、貸与または質権その他の担保の目的に供してはならない。

（2）著作権の譲渡

事業者は、本事業における成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1号に規定する著作物（以下「著作物」という）に該当する場合には、当該著作物等に係る著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に本町に無償で譲渡すること。

（3）著作権の侵害の防止

事業者は、作成した成果物が第三者の有する著作権を侵害するものではないことを保証すること。

（4）特許権等の使用

事業者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という）の対象となっている工法等を使用する時は、その権利を損なってはならず、また、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

11. その他

(1) 監督職員

本町は契約書案に基づき、監督職員として総括監督職員、主任監督職員及び監督職員を配置する。

(2) 既存建物の利用状況

本事業の対象建物は、現在、松田小学校として利用しているが、施工業務着手時（平成 32 年 4 月 20 日頃：予定）は、当該学校はこれまで通り利用している状況である。

(3) 本町が事前に貸与した資料の取扱い

事業者は、本事業の設計及び施工業務を行うに当たり、本町が事前に貸与した各建物の図面、各種調査報告書及び参考資料（以下「貸与資料」という）の内容を用いることを妨げない。

但し、事業者は、その使用に当たって、事前に内容を十分確認するとともに、使用に関する一切の責任を負うものとする。なお、各建物の図面は、当初建築時の設計図面であり、その後に行っている補修・改修等の内容が反映されていないため、現地調査において現状を確認し、取扱いには十分注意すること。

(4) 手続き等について

本事業に関する事務の取り扱いについては、募集要項、仕様書及び契約書によるほか、松田町建設工事等契約事務取扱実施規程による。また、各業務における検査については、松田町工事等検査要領に基づいて行う。

第2 設計・施工条件

1. 関係法令・条例等の遵守

事業者は、以下の法令・条例のほか、本事業の実施に当たり必要とされる関係法令及び条例等を遵守すること。なお、最新のものを参照すること。

- (1) 建築基準法
- (2) 都市計画法
- (3) 建築士法
- (4) 建設業法
- (5) 消防法
- (6) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
- (7) 建築物の耐震改修の促進に関する法律
- (8) 公共工事の品質確保の促進に関する法律
- (9) エネルギーの使用の合理化等に関する法律
- (10) 公共建築物等における木材利用の促進に関する法律
- (11) 資源の有効な利用の促進に関する法律
- (12) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- (13) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (14) 道路法
- (15) 電波法
- (16) 水道法
- (17) 浄化槽法
- (18) 電気事業法
- (19) ガス事業法
- (20) 労働基準法
- (21) 労働安全衛生法
- (22) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律
- (23) 環境基本法
- (24) 騒音規制法
- (25) 振動規制法
- (26) 水質汚濁防止法
- (27) 大気汚染防止法
- (28) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律
- (29) 地球温暖化対策の推進に関する法律
- (30) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法
- (31) 神奈川県建築基準法施行条例
- (32) 神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例
- (33) 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律
- (34) 学校教育法
- (35) 学校図書館法
- (36) 学校保健安全法
- (37) 小学校設置基準

2. 適用基準

本書に記載のない事項については、原則として以下の基準による。なお、最新のものを参照すること。

- (1) 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- (2) 公共建築工事標準仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- (3) 公共建築改修工事標準仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- (4) 建築物解体工事共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- (5) 建築設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課）
- (6) 建築構造設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課）
- (7) 構内舗装・排水設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課）
- (8) 建築工事標準詳細図（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課）
- (9) 建築設備設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課）
- (10) 公共建築設備工事標準図（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課）
- (11) 公共建築工事積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- (12) 公共建築工事標準単価積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- (13) 公共建築数量積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- (14) 公共建築設備数量積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- (15) 公共建築工事共通費積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- (16) 公共建築工事内訳書標準書式（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- (17) 公共建築工事見積標準書式（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- (18) 公共建築工事積算基準等資料（国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課）
- (19) 建築工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- (20) 建築改修工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- (21) 電気設備工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- (22) 機械設備工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- (23) 建築工事監理業務委託共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- (24) 内線規程（（一社）日本電気協会）
- (25) 高圧受電設備規程（（一社）日本電気協会）
- (26) 日本建築学会諸基準
- (27) 日本建築センター諸基準
- (28) 地盤調査標準仕様書（文部科学省大臣官房文教施設企画部）
- (29) 建築構造設計指針（文部科学省大臣官房文教施設企画部）
- (30) 文部科学省建築工事標準単価積算基準（特記基準）（文部科学省大臣官房文教施設企画部）
- (31) 文部科学省建築工事標準仕様書（特記基準）（文部科学省大臣官房文教施設企画部）
- (32) 文部科学省建築改修工事標準仕様書（特記基準）（文部科学省大臣官房文教施設企画部）
- (33) 文部科学省電気設備工事標準仕様書（特記基準）（文部科学省大臣官房文教施設企画部）
- (34) 文部科学省機械設備工事標準仕様書（特記基準）（文部科学省大臣官房文教施設企画部）

- (35) 文部科学省電気設備工事標準図（特記基準）（文部科学省大臣官房文教施設企画部）
- (36) 文部科学省機械設備工事標準図（特記基準）（文部科学省大臣官房文教施設企画部）
- (37) 文部科学省土木工事標準仕様書（文部科学省大臣官房文教施設企画部）
- (38) 文部科学省土木工事施工監理要領（文部科学省大臣官房文教施設企画部）
- (39) 文部科学省工事積算要領（文部科学省大臣官房文教施設企画部参事官）
- (40) 小学校施設整備指針（文部科学省大臣官房文教施設企画部）

3. 設計業務における基本的な考え方

(1) 全体配置

敷地全体のバランスや維持管理、セキュリティ対策を考慮に入れ、以下の項目に留意して、均衡のとれた死角の少ない計画とすること。また、本施設の整備期間中であっても既存校舎での教育活動を行う予定であるので、教育活動の妨げにならないよう留意し、学校側と十分な調整をすること。

- ア 小学校校舎は、既存小学校校舎北側に配置し、その南側に屋外運動場（グラウンド）を配置すること。
- イ 普通教室などの教室棟を南側に配置し、特別教室や管理諸室などは配置計画に基づき、適宜配置する。
- ウ 児童の登下校、車両動線、給食搬入口への給食の搬出入等を考慮した上で、歩車分離を明確にし、安全性を確保した配置とすること。
- エ 運動・競技スペースや広場空間を最大限考慮し、屋外運動場が狭くならないよう効率的な施設配置を行うこと。
- オ 多様な学習内容、学習形態に対応した、高機能かつ多機能な学習環境を整備するように努めること。
- カ 将来的な計画として、増築、間取りの変更等、将来の児童数の変動及び教育内容・教育方法等の変化に対応できる柔軟性を持たせた建物構造とする等、ライフサイクルコストの低減に向けた各種の工夫を盛り込むこと。
- キ 事業予定地北側及び東側の住宅地への日照、ほこり、子供の声等、地域住民の生活環境に配慮した配置及び計画を検討すること。

(2) 仕上げ計画

仕上げ計画は、周辺環境との調和を図るとともに、維持管理についても留意し、清掃しやすく管理しやすい施設となるよう配慮すること。特に外壁等は、使用材料や断熱方法等を十分検討し、建物の長寿命化を図ること。

また、使用材料は、「学校環境衛生基準」に基づいて、健康等に十分配慮し、ホルムアルデヒドや揮発性有機化合物等の化学物質の削減に努めるとともに、建設時における環境汚染防止に配慮すること。仕上方法等の選定に当たっては、「建築計画基準及び同解説（国土交通省大臣官房庁営繕部）」の記載されている項目の範囲と同等以上であることを原則とする。

i. 建物外部の仕上げ

- ア 漏水を防ぐため、屋根及び地下の外壁面については十分な防水を講じること。特に排水のしにくい平屋根部分、空調ダクト、供給管等の周辺とのジョイント部分、雨樋と付帯の排水管及び階間のシール部分等は、漏水を防止する措置を講じること。
- イ 大雨や台風等による風水害に耐えうる構造とし、これらによる屋根部の変形に伴う漏水に十分注意すること。
- ウ 搬出入を行うトラック出入口にはシャッター等を設けること。
- エ 鳥類及び鼠族、昆虫等の侵入並びにそれらの住み着きを防ぐ構造であること。具体的には、開放できる窓への防虫網の取り付け、捕虫器の設置、換気ダクトへの網の取り付け、給食室等におけるエアーカーテンまたはスリットカーテンの設置及び排水トラップの設置等がなされていること。

ii. 建物内部の仕上げ（天井、床、内壁、扉及び窓等）

- ア 木質系材料の特質である「柔らかさ、手触り、温もり、柔らかな音の響き」等、人の五感に優しい特性を活かし、潤いと安らぎのある空間として、木材を多く採用するよう配慮すること。
- イ 壁の仕上げ材は、全施設において児童等の蹴破り等に耐えられる設けとすること。なお、消火器等については壁面に埋め込むことを基本とし、突起物がないよう計画すること。また、教室や廊下等の壁は、掲示物等を設置しやすい仕上げとなるよう配慮すること。
- ウ 可動式間仕切壁は、収納が容易（収納時は壁面に納める等、使い勝手がよく目立たないよう工夫）で、たわみや緩み等の変形が生じにくく、かつ、防音性に優れたものとする。
- エ 窓廻りは、事業予定地の環境に配慮し、防音性能の高い仕様とすること。なお、必要に応じて、網戸等を設置すること。
- オ 壁等の入り隅部分は掃除がしやすく配慮すること。
- カ 扉や窓は気密性や遮音性及び安全性（指挟みや落下防止）に配慮すること。

(3) ユニバーサルデザイン

児童・職員、利用者等が施設を不自由なく、安心して利用できることはもとより、児童から障がい者や高齢者等を含めたすべての利用者にとって、安心、安全かつ快適に利用できるようユニバーサルデザインに配慮すること。

(4) 周辺環境・地球環境への配慮

i. 地域性・景観性

地域及び事業予定地周辺との調和を図りつつ、本町の求心的な存在として親しまれる景観を創ること。建物は自然採光や自然換気を考慮し、明るく開放感のある親しみのあるデザインとし、景観性及び文化性を重視すること。

地域環境への対応としては、住宅地に隣接する教育施設であることを考慮して、視覚的な圧迫感等を和らげる工夫を凝らす等の配慮すること。

また、建設工事中も含めて、周辺への日影・ほこり・電波障害・防災無線の難聴・騒音・振動、臭気、学校からの視線などによる影響を最大限抑制する計画とすること。

ii. 環境保全・環境負荷軽減

本施設は地球温暖化防止の観点から、環境への負荷の少ない設備や再生可能エネルギー等の導入を検討するとともに、エネルギー供給には、省エネルギー性、環境保全性、経済性に配慮するシステムを採用するほか、二酸化炭素の吸収源やヒートアイランド現象抑制の観点に基づく対策を図ること。また、環境省が推奨するゼロ・エネルギー・ビルド（ZEB）仕様やパッシブデザインを考慮すること。

(5) 構造計画

本施設の構造計画は、次の適用基準に基づいて計画し、建築基準法によるほか、日本建築学会諸基準、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（国土交通大臣官房庁営繕部）」等に準拠すること。なお、これらの基準等が見直しが行われた場合には、変更後の基準に準拠すること。

i. 施設の建築構造体の耐震安全性の分類

本施設の構造体耐震安全性の分類は、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（国土交通省大臣官房庁営繕部）」のⅡ類とする。

ii. 施設の建築非構造部材の耐震安全性の分類

本施設の非構造部材の耐震安全性の分類は、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（国土交通省大臣官房庁営繕部）」のA類とする。

iii. 建築設備の耐震安全性の分類

設備の耐震対策は、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（国土交通省大臣官房庁営繕部）」の乙類とする。

(6) 設備計画

本施設の設備計画は、「建築設備計画基準（国土交通大臣官房庁営繕部）」、学校保健法に基づく「学校環境衛生の基準」の準拠し、電気設備、空調設備及び給排水衛生設備の計画を行うこと。

i. 電気設備

ア 照明器具、コンセント等は配管配線工事及び幹線工事を行うこと。非常用照明、誘導灯等は、関連法令に基づき設置すること。また、重要負荷のコンセントには、避雷対策を講じること。

イ 高効率型器具や省エネルギー型器具等の採用を検討すること。吹抜や屋内運動場等の高所にある器具については、電動昇降装置等で容易に保守管理ができるようにすること。

ウ 外灯は、自動あるいは時間点灯・消灯が可能な方法とすること。

エ 各室において、照明の一括管理ができるようにすること。

ii. 空調設備

- ア 空調機器は、最低限普通教室、放課後子ども教室、特別支援学級教室、理科室、音楽室、器楽室、図工室、被服室、調理室、生活科室、多目的室、メディア室、校長室、職員室、会議室、保健室、相談室、事務室、給食調理室及び給食調理員休憩室に設置すること。
- イ 現行校舎に設置している空調機器のうち、平成31年に設置する普通教室（17室分）及び、特別教室（7室分）については、移設し設置すること。また、学童保育室（4室分）の空調機器についても現行校舎から移設し設置すること。移設するにあたり、普通教室及び特別教室で使用していた空調機器については新校舎の普通教室及び特別教室に設置し、学童保育室で使用していた空調機器は学童保育室に設置すること。
- ウ 屋内運動場については、パッシブデザイン等を考慮して計画し、夏の高温防止対策を講じること。具体的な空調設備等の仕様は、事業者からの提案によるものとする。
- エ シックハウス対策として、各教室に換気扇を設ける等、各諸室においても十分な換気ができるよう配慮すること。
- オ メンテナンス、ランニングコストを考慮すること。

iii. 給排水設備

- ア 理科室や調理室等の特別教室、給食調理室、更衣室（シャワー等）、保健室、トイレ、湯沸室等、必要に応じて給湯設備を設置すること。
- イ 汚水及び雑排水は、適切に下水道に接続すること。
- ウ 衛生器具類は、高齢者及び障がい者にも使いやすく、かつ、節水型の器具を採用すること。なお、小学校低学年の児童に対して十分に配慮し、児童の成長過程にあわせた器具を採用すること。

(7) 防災計画

- ア 防災設備として、防災資機材倉庫、防災無線、避難所仮設トイレ用汚水枿、応急給水栓、耐震性貯水槽（飲料水兼用型 60 t）等を設け、地域の防災拠点機能を持たせる計画とすること。
- イ 災害発生時において、屋内体育館や校舎棟の各普通教室を避難所として利用することも想定し、非常用自家発電機（100kw、72 時間以上対応）を設置すること。
- ウ 防災備蓄倉庫は、災害時の避難所として最大 1800 人分の必要な食糧、備品、資機材を保管する十分なスペースを確保すること。また、道路に面し、道路側に扉も設け、車両での物資運搬が容易になるように配置すること。

(8) 防犯計画

- ア 警備システムは、機械警備を基本とし、本施設内及び敷地全体の防犯・安全管理上、監視カメラを必要な箇所に設置し、監視モニター（長時間録画機能付）や顔認証システム等による一元管理を行うなど、一体的な管理ができるように整備すること。また、機械警備システムについては、校舎棟及び管理棟、屋内運動場などを考慮して計画すること。
- イ 屋外運動場以外の校地周囲は、許可のない者の侵入を阻止する等、保安警備に必要な機能を持たせるとともに、緊急車両（はしご車等の大型緊急車両等）、サービス車両等の出入りに支障をきたさぬよう配慮すること。
- ウ 敷地外周全周には、植栽帯やフェンス等を配置し、許可のない者の侵入を阻止する機能を確保すること。

(9) 維持管理計画

- ア 本施設の建築物等は、木の耐久性（耐腐朽性、耐蟻性等）を含めた木材のメンテナンスに配慮した計画とする。

4. 対象施設に係る基本条件

本事業は、「第1 3. 対象建物の概要」に記載した建築物等に対して、施工を行う。なお、都市計画法第29条に基づく開発行為の許可に該当しない事業内容とすること。

また、対象施設は、原則、別紙資料2「校舎棟必要諸室リスト」に示した施設とし、本事業の条件を以下に示す。ただし、事業者からの提案があった場合には、それを妨げるものではない。

(1) 全体共通

- ア 各教室は、自然採光や自然換気に配慮し、明るく開放感のある親しみのある室とし、庇等により直射日光が直接入らない配慮をすること。また、掃除やメンテナンス等がしやすいよう配慮すること。
- イ 各教室にはスクリーン兼用の黒板を設置するとともに、電子黒板等の設備教具の多様化に対応できるICT環境を整備すること。
- ウ プロジェクタについては、電子黒板機能を有すること。また、設置は天井に固定し、左右に画面を切り替えることのできる機器もしくは、黒板上にレール等で移動できる機器であること。
- エ 各教室等（屋内運動場も含む）においては、無線LANを利用することができるネットワーク環境を構築すること。また、この無線LANは、災害時等には、一般開放を念頭に接続範囲の制限を行い、インターネット接続以外の通信はできないようにすることができること。
- オ 理科室や音楽室、図工室、被服室、調理室等の特別教室については、最大40人が使用できるよう、机等の配置を考慮すること。
- カ 理科室や被服室及び調理室（家庭科室）等の特別教室に配置する机については、小・中学生が使用できるよう電動で高さの調整ができるものを導入すること。
- キ 緊急連絡等に対応するため、教室棟の各階に職員室や保健室等に繋がる内線電話などの通信設備を設置すること。
- ク 各教室等に配備する備品について、現校舎から利用できるものは、利用すること。

(2) 普通教室

- ア 普通教室の予定教室数は18室（学童保育利用4室を含む。）とする。
- イ 1年生の教室は、1階に配置すること。また、1階の教室には、直接屋外に出入りができるようにすること。
- ウ 最大40名の児童の一斉授業を含む学習活動が行えるよう、児童の体格向上や、学校家具に関するJIS改正による机の大型化を考慮した教室を整備すること。
- エ 同一学年の普通教室は、原則として同一階、同一区画にまとめて配置すること。

- オ 学習への興味・関心を高めるよう、掲示スペースの設置や、視聴覚機器及び情報機器の活用を踏まえた教室とすること。
- カ 児童の道具入れや用具庫、ランドセル 40 個が保管できる棚等、必要な収納を確保すること。また、多くの収納スペースがあることが望ましい。
- キ 心の居場所としての教室となるよう、十分な採光や通風、色彩の工夫、収納スペースや家具の形状などに配慮すること。
- ク 空調及び防音・吸音について工夫を施すこと。

(3) 学童保育利用

- ア 普通教室のうち、学童保育利用予定室数として 4 室を確保し、1 室当たりの利用児童数は 40 名程度とすること。
- イ 最大 40 名の児童の一斉授業を含む学習活動が行えるよう、児童の体格向上や、学校家具に関する JIS 改正による机の大型化を考慮した教室を整備すること。
- ウ 学習への興味・関心を高めるよう、掲示スペースの設置や、視聴覚機器及び情報機器の活用を踏まえた教室とすること。
- エ 児童の道具入れや用具庫、ランドセル 40 個が保管できる棚等、必要な収納を確保すること。また、多くの収納スペースがあることが望ましい。
- カ 保育室内にランドセル等の荷物を保管できる棚を 40 個設置すること。
- キ 子どもが安全に安心して過ごし、体調等が悪い時に静養することができる生活の場としての機能と、遊び場としての機能を備えていること。
- ク 学童保育の専用スペースと学校施設との境界部分にはドア等を設置し、区分すること。
- ケ 心の居場所としての教室となるよう、十分な採光や通風、色彩の工夫、収納スペースや家具の形状などに配慮すること。
- コ 空調及び防音・吸音について工夫を施すこと。
- サ 出入口は、学校施設の出入口とは別に設置すること。

(4) 放課後子ども教室

- ア 放課後子ども教室は 1 室を確保し、利用児童数は 40 名程度とすること。
- イ 子ども教室の各種仕様等は、将来的な普通教室棟の利用も視野入れ、普通教室と同様のものとすること。
- ウ 多目的に利用ができるよう整備すること。
- エ 地域の方や保護者等が気軽に使用、交流できるよう配置・計画を配慮すること。

(5) 特別支援学級教室

- ア 特別支援学級教室は、2 階または 3 階に配置する。予定室数は 3 室を確保し、大小使用できるように工夫すること。また、同一階に配置する場合は隣接させること。
- イ 児童の障がいの状況や特性に応じ、特別支援学校施設整備指針を準用した計画とすること。
- ウ 障がいの特性を考慮し、安全性を十分に確保できる位置に配置すること。
- エ 各教室には、取り外し可能な間仕切りや、収納スペースを設置すること。

オ 各教室内に着替えスペース、手洗いや作業等に対応できる水周り設備を設けること。

カ 障がいのない児童との交流や共同学習への対応を考慮し、普通教室や多目的室等に移動しやすい位置に配置すること。

(6) 少人数授業用教室

ア 少人数授業用教室として最低 2 室を確保し、日本語指導教室及び通級指導室として利用できるように配置すること。

イ 個別学習や習熟度に合わせた少人数学習が効果的に行えるよう整備すること。

ウ 通級による指導のため、個人指導または小集団による指導が行えるよう、可動間仕切りを設置すること。

(7) 理科室

ア 理科室は実験用机や必要となる各種設備を適切に配置すること。

イ 実験指導を効果的に行うため、プロジェクター等の情報機器を配置すること。

ウ 理科室は、顕微鏡使用時の自然光確保を考慮した配置とすること。また、薬剤の使用及び臭気の出る作業を想定し、床面の素材ならびに換気に十分配慮した計画とすること。さらに、収納棚を十分に設置し、棚は外部から内部に収納している物品等が見えるものとし、施錠が可能であること。

エ 理科準備室は、理科室からの直接出入りを可能とすること。また、薬剤の利用及び臭気の出る作業を想定し、床面の素材ならびに換気に十分配慮した計画とすること。

(8) 音楽室・器楽室

ア 音楽室は、良好な音響的環境の整備とともに、他の教室や近隣に配慮するため、高い遮音性を確保すること。

イ 器楽室は、合唱や吹奏楽などの練習や発表に適した空間づくりに配慮すること。

ウ 音楽準備室は、各種楽器等を十分な余裕をもって収納できる計画とすること。なお、楽器に直接日光が当たらない保管スペースを確保すること。

(9) 図工室

ア 図工室は、絵画や造形、工作など、様々な制作活動が行えるよう整備すること。

イ 図工室内にはパレット洗浄等に用いるため、水道蛇口を 8 ケ所以上設けること。また、電動工具用コンセントを十分に配備すること。

ウ 教材等の準備、材料や機器等を収納するスペースを図工室・図工準備室共に確保すること。

エ 作品の作成に配慮し、汚れにくく清掃しやすい床や壁とし、作品の保管及び展示スペースを十分に確保すること。また、臭気や粉塵の出る作業を想定し、換気に十分配慮した計画とすること。

オ 図工準備室は、図工室から直接出入り可能とすること。

(10) 被服室

- ア 被服室の実習台は、電動ミシンやアイロン等の機材が収容できるものとする。また、電動ミシン用コンセントを十分に配備すること。
- イ 教材等の準備、材料や機器等を収納するスペースを被服室・被服準備室共に確保すること。
- ウ 被服準備室は、被服室や調理室から直接出入り可能とすること。

(11) 調理室

- ア 調理室の調理台は、家庭的なものとし、冷蔵庫を設置するスペースを確保すること。
- イ 教材等の準備、材料や機器等を収納するスペースを調理室・調理準備室共に確保すること。
- ウ 衛生や換気に十分配慮した計画とすること。
- エ 調理準備室は、調理室から直接出入り可能とすること。
- オ 調理室と被服室は、準備室を挟んで設置すること。

(12) 生活科室

- ア 低学年（1・2年生）児童の授業での利用を考慮した計画とし、学習展開・段階に応じた利用ができるよう整備すること。

(13) 多目的室

- ア 多目的に利用ができるよう整備すること。
- イ 国際交流、情報、環境、福祉等、横断的かつ総合的に児童の興味や関心からアプローチする総合的な学習に対応できるよう配置・計画すること。
- ウ 学年集会等で最大120人程度が利用できる面積を確保すること。
- エ 合唱等の練習や映像等の視聴をするため、遮音性等に配慮した構造とすること。

(14) メディア室（図書室・書庫・コンピュータ室）

- ア 図書室とコンピュータ室の機能を併せ持つメディア室を設置し、児童の主体的な学習を支える拠点として、学校の中心的役割を備えるよう計画すること。また、収容性を重視し、児童が容易に入室できないように配慮された図書室書庫（閉架書庫：備品庫、作業スペースを含む）をメディア室内に設置すること。
- イ 図書室は、司書スペースを含め、利用しやすい多機能でコンパクトに整備すること。なお、図書室の規模については、1クラス以上が同時に使用できるようなスペース（机・椅子を配置）を確保すること。
書架については、既存の蔵書数を踏まえて計画し、書籍の将来的な増加を考慮して計画すること。
- ウ 文部科学省の「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」を踏まえ、整備すること。
- エ 図書室は、児童が気軽に立ち寄れ、リラックスした雰囲気での学習または交流できるよう工夫すること。また、汚れにくく、埃等を吸着しにくい床仕上げとすること。

- オ 多様な学習形態に対応して機器の配置換えができるよう、フリーアクセスフロアとすること。また、ノートパソコンの複数同時充電に対応できるよう電源等を十分確保すること。
- カ コンピュータ室は、間仕切り等により区分し、1 クラスがコンピュータ室として利用できるよう工夫すること。
- キ コンピュータ準備室は、メディア室から直接出入り可能な配置とすること。
- ク 図書室は自然採光に配慮し、本を読むのに十分な明るさを確保すること。

(15) 校長室

- ア 校長室は応接スペースを含め、一体的に整備するとともに、職員室に隣接し、直接出入りできるよう計画すること。また、来賓のアプローチや職員室、給湯室との導線に配慮すること。また、十分な掲示スペースを確保すること。
- イ 屋外運動場や外部からのアプローチ部分などの見通しがよく、校内各所への移動に便利な位置に配置することが望ましい。

(16) 職員室等

- ア 職員室は、屋外運動場等や外部からのアプローチ部分などの見通しがよく、校内各所への移動に便利かつ緊急対応ができるよう配慮することが望ましい。なお、可能であれば、昇降口が見えるよう配置すること。
- イ 壁にガラスを設ける等、明るく開放的で、親しみのある雰囲気になるよう計画すること。
- ウ 印刷室及び給湯室を職員室と一体的に計画し、倉庫等とのつながりに配慮すること。また、職員室内の教職員最大 50 人分程度の収納棚を設けること。
- エ 職員更衣室及びシャワー室、職員・来客者用のトイレは、職員室に近接して配置すること。また、洋式トイレの便座は、暖房・温水便座を採用すること。
- オ 校内集中管理ができる総合盤を設置するとともに、各種情報機器の設置のため、フリーアクセスフロアとすること。

(17) 会議室

- ア 教職員 50 名程度が打合せできる大きさの会議室を 1 室設け、間仕切り等を利用して大小 2 部屋となるように計画すること。また、職員室及び校長室に近接して配置すること。

(18) 保健室

- ア 保健室は、静かで、良好な日照、採光、通風などの環境を確保でき、児童が利用しやすい位置に配置すること。また、急な怪我人や病人がでたときに対応できるよう、1 階に配置することが望ましく、屋外運動場等から直接出入りができ、救急車の搬送など緊急対応ができるよう、その配置及び動線に配慮すること。

- イ 保健室内にシャワーブース(下半身が洗いやすいように)を設けること。また、多目的トイレに近接した位置に設置すること。
- ウ ベッド(車輪付)1セット、折りたたみ式ベッド2セット、収納庫・物入れ(布団収納等)、流し台、洗濯用パン等を設置し、洗濯物や布団干し場についても考慮すること。また、出入り口は移動式ベッドが容易に出入りできる大きさとする。
- エ 身長計等の保健室備品を収納することができるスペースを設け、薬剤や機密文書を保管する施錠可能な保管庫を設置すること。
- オ 保健室の出入口付近に、足洗い場を設けること。
- カ 保健室は、職員室に近接して配置すること。

(19) 放送室

- ア 放送室は、防音に配慮すること。また、指導面から出来る限り職員室に近い位置に配置すること。
- イ 放送室から各教室に映像を流すことができる設備を設けること。
- ウ 放送の届かない場所がないようにすること。

(20) 相談室

- ア 相談室は1室設け、職員室及び保健室に近接して配置すること。
- イ プライバシーへの配慮等、カウンセリングしやすい落ち着いた雰囲気とし、自然採光等による明るい雰囲気とすること。

(21) 事務室

- ア 事務室は、教職員用玄関と隣接して配置し、児童や来訪者の管理に配慮できるように計画することが望ましい。また、校長室や職員室との連携が図れるよう動線に配慮すること。
- イ 事務室は、執務スペースや収納スペース、棚等を含め、適切に計画すること。

(22) 教材室・資料室

- ア 教材室及び資料室は、3学年に1室設け、普通教室に近接して配置すること。

(23) 倉庫

- ア 倉庫は各諸室との関連性を考慮し、適切に配置すること。
- イ 換気に十分配慮するとともに、棚等を適宜設置し、物品の出し入れが容易なよう計画すること。
- ウ 1室は防災資機材倉庫として利用するので、適切に整備すること。
- エ 防災備蓄倉庫は、児童・生徒・教職員の約800人分の水(1回分)、食料(2食×3日分)、毛布(1枚)が収納できるよう計画すること。

(24) 給食調理室

- ア 給食調理室は「学校給食衛生管理基準(文部科学省)」等の関係法令に基づき整備すること。
- イ 設計段階において、保健所及び栄養士等の関係者の助言及び意見を取り入れて整備すること。

- ウ 給食調理室の規模・厨房機器・配膳室の性能は、将来的に 900 名分程度を調理できる設備面積を確保することとし、現時点では当該小学校の児童・教職員分の 600 名分程度の給食調理が可能な設備とすること。
- エ 将来的には、300 名分程度を外部へ搬出もできるよう配置を工夫すること。
- オ アレルギー対応食調理室は、食材や作業の動線に考慮し、通常食との混入、誤配が起こらないよう十分配慮するとともに、きめ細かで柔軟な対応が可能なよう工夫すること。
- カ 調理室は、壁、扉等によって他の諸室から明確に区分すること。特に調理と直接関係のない、更衣室、休憩室、トイレ等とは隔壁等により区分すること。
- キ 床はドライ式とし、床材は不浸透性、耐摩耗性、耐薬品性で、すべりにくい材質とし、平滑で清掃が容易に行える構造とする。また、床のドライ運用に配慮した計画とする。
- ク 食材の搬入口は、搬入室を設け、外部からの虫や砂塵等の侵入を防止するよう十分配慮するとともに、搬入ヤードには十分な大きさの屋根（3 m程度の庇等）を設け、搬出入の際に雨等がかからないよう工夫すること。また、騒音や臭い等により学習活動に支障を及ぼすことなく、食材搬入車両が進入、駐停車しやすい配置・形状すること。
- ケ 給食調理員休憩室や更衣室、シャワー室、トイレは、近接する場所に設置すること。なお、トイレは、手洗い、便器共に全て自動とすること（自動水栓、石鹸、ジェットタオル、自動開閉、暖房・温水便座等）。
- コ 残渣の保管場所を調理室外（屋外）の適切な場所に設け、専用の容器を備えること。
- サ 手洗いや食品、食器、調理器具洗浄のために湯が使えるようにすること。
- シ 配膳室は、給食配膳用エレベーターに移動しやすい位置に配置するとともに、適正な規模を確保すること。

(25) 昇降口

- ア 児童用昇降口は、将来的に 700 名程度が利用できる面積を確保することとし、現時点での当該小学校の児童分の 500 名程度が利用できる設備とすること。
- イ 児童用の昇降口は、雨具、外履きの保管（靴・長靴）、内履きの保管、履替えの効率性や水滴の内部床への飛散、雨や風の吹き込み等に配慮し、適切に配置すること。
- ウ 学校の顔として登下校が楽しくなるような演出が期待される。また、児童数の将来的な増加にも対応できるように計画すること。
- エ 全ての利用者は、玄関部分で外履きから内履きに履き替えるものとし、玄関及び昇降口に、下足入れ及び傘立てを設置すること。

- オ 下足入れは、学年別に区分けし、長靴が入るよう計画し、昇降口周りの傘立て、カッパ掛けについても、学年別に全員分が収納できるよう計画すること。
- カ 昇降口ポーチにはスロープを設け、車椅子に対応できるようにすること。
- キ バリアフリーによる砂等の入り込みを防ぐため、靴箱を1段上げて配置すること。
- ク 避難時等における児童の集中を考慮し、安全かつスムーズに利用できる計画とすること。

(26) 玄関

- ア 教職員や来賓を含め、全ての利用者は、玄関部分で外履きから内履きに履き替えるものとし、玄関に下足入れ及び傘立てを設置すること。
- イ 玄関ポーチにはスロープを設け、車椅子に対応できるようにすること。

(27) トイレ

- ア 男子用と女子用のそれぞれを普通教室の各階に2ヶ所ずつ、特別教室がある階に1ヶ所ずつ設けること。なお、将来的な児童数の増加も考慮した便器数を確保し、各教室との距離や動線に配慮して計画すること。
- イ 快適で明るく、清潔なイメージとなるよう配慮し、洋式トイレを基本に整備すること。
- ウ みんなのトイレは、普通教室及び特別教室の各階に1ヶ所及び特別支援教室近辺に1ヶ所設けるものとし、汚垂に配慮すること。また、オストメイト対応とし、汚物流し（壁付け）、鏡、紙巻器、シャワー、水石鹸入れ等を設けること。
- エ 児童用洋式トイレの便座は暖房便座、みんなのトイレは暖房・温水便座を採用すること。
- オ トイレ床は、水を流さない素材とし、清掃しやすいものとする。

(28) 廊下・階段等

- ア 廊下及び階段で必要な箇所においては有効幅で3.0m程度を確保することが望ましい。
- イ 廊下や階段等は、教室と同程度の天井高として空間的に開放感をもたせるとともに、避難上有効かつ安全に十分にゆとりのある計画とし、各諸室もしくは各階を合理的かつ機能的に結合するよう配慮すること。
- ウ 廊下や階段は、作品等を展示できるよう設え、児童の憩いの場としての演出すること。また、廊下壁は、給食運搬用ワゴン等に対する壁面保護材を設置すること。
- エ 廊下や教室の入り隅等については、掃除がしやすいよう工夫を図ること
- オ 普通教室前に、手洗い・洗面スペース（手洗い・洗面用蛇口6ヶ所、掃除用洗い場1ヶ所程度を3教室に1ヶ所）を設け、必要に応じて棚を設けること。

(29) 屋内運動場

- ア 屋内運動場は、学校の体育活動をはじめとして、地域開放等の多様な使用に対応できるものとする。なお、屋内運動場用具等も収納できる十分なスペースを一体的に整備すること。
具体的な計画については、「学校屋内運動場の整備指針（（財）日本体育施設協会・学校屋内運動場調査研究委員会 編）」を参照すること。
- イ 屋内運動場については、振動・騒音障害対策に十分配慮するとともに、安定した採光、風通し（自然換気）の確保、強制換気が可能なよう計画すること。
- ウ 屋内運動場 2 階部分のメンテナンスや風通し（自然換気）等を踏まえ、ギャラリーを備えること。
- エ 屋内運動場については、固定式のステージ（約 120 m²）、美術バトン（緞帳等）を適宜設け、バスケットボールコート 1 面（1 面：24m×14m＋周辺スペース程度）及びバレーボールコート 2 面（1 面：18m×9m＋周辺スペース）を最低確保できる規模とすること。なお、天井高については、屋内運動場の利用を踏まえた事業者提案とする。
- オ ステージ両脇に袖舞台としての機能を持たせた控室・器具庫を設け、演台やピアノが保管できるよう計画すること。
- カ 照明設備は、競技環境や場内利用に十分配慮し整備すること。また、場内が暗転できるよう設えるほか、電動で照明設備を昇降できる等、メンテナンスがしやすい設備とすること。
- キ ステージでのマイクやプロジェクターの利用等に必要な電源、スクリーン等の設備を設けること。
- ク 屋内運動場に、バスケットボール（電動で上下できるもの）、バレーボール、バドミントン、鉄棒ができる器具等を整備すること。
- ケ 壁や柱、建具・窓ガラス、器具等については、緩衝材を設ける等、ボール等の衝突による破損、児童の衝突等による怪我を防止するよう配慮すること。
- コ 屋内運動場の倉庫については、内部使用備品専用及び内外部兼用器具等を納めるため、十分に確保すること。
- サ 倉庫は換気に十分配慮するとともに、棚等を適宜設置し、物品の出し入れが容易となるよう計画するとともに、壁や柱、物品が衝突して容易に壊れないよう配慮すること。
- シ 防災備蓄倉庫は、住民の約 1,000 人分の水（1 回分）、食料（2 食×3 日分）、毛布（1 枚）が収納できるよう計画すること。
- ス 吊り照明、バスケットボールゴール等は落下防止措置を講じること。
- セ 式典用の幕を掛けるフック（収納可能なもの）を周囲に設けること。
- ソ 地域開放を考慮して学校外部利用者の昇降口を確保し、下足等のスペース並びに利用者用トイレ（男女別及び多目的用）、更衣室、シャワールームを設けること。

- タ 屋外に面する出入口の1ヶ所は、大型器具、メンテナンス機器の搬入を考慮して有効開口幅 2400mm以上、有効開口高 2500mm以上の引き戸とすること。
- チ ステージ下に約 1,000 脚程度の椅子を収納することができるスペースを確保すること。

(30) エレベーター

- ア エレベーターは「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号。改正：平成 26 年 6 月 13 日法律第 69 号）」の建築物移動等円滑化誘導基準に準拠し、車椅子が最低限 1 台分（補助者含）が利用できる仕様とすること。
- イ 円滑な利用と、児童や教職員との衝突防止のため、エレベーターの搬入・搬出口の前に適切な面積のたまり空間を整備すること。
- ウ 車椅子利用者や怪我等により階段利用が困難な児童等の安全な移動手段として階段と隣接して設置すること。

(31) ダムウェーター

- ア 給食配膳用エレベーターは、給食室から運搬用ワゴンを移動しやすく、教室棟に近接する場所に配置すること。また、運搬用ワゴンが納まるサイズとする。
- イ 配膳室の壁面には、給食運搬用ワゴンによる衝突防止用のプロテクターを適切な高さに配置すること。

(32) 屋外運動場

- ア 屋外運動場は、児童が伸び伸びと体を動かせ、スポーツのできる十分の広さの運動場とし、1 周 150m以上のトラックと 70m以上直走路が可能な面積を確保すること。
- イ 屋外運動場の排水は、暗渠排水とし、目詰まりしにくい排水性のよいものとし、車両の乗入れも想定し、耐圧性の優れたものとする。
- ウ 屋外運動場の外周部に防球ネットを設置すること。ネットの高さは、事業者が想定する屋外運動場の使用球技に応じた高さとする。
- エ 屋外運動場内の砂・砂塵等により近隣に影響が及ばないように防砂ネット等の対策を講じること。
- オ 屋外器具庫は、用具の用途や種類別の整理が可能な構造とし、50 m²以上の規模を確保すること。また、外壁に屋外用コンセントを設けること。
- カ その他に水飲み場、足洗い、トイレ及びグラウンド散水用スプリンクラー（2箇所程度）等を適切に配置すること。
- キ 屋外トイレは、安全性を確保するため、施錠できるものとする。
- ク 災害時において、大型車両が容易に進入できるようにすること。
- ケ グラウンドに国旗掲揚塔（ポール 3 本）を設けること。
- コ 野球やソフトボール用のバックネットを設置すること。

- サ 教職員による見通しなどの安全管理、児童の屋外運動場から教室への移動等の動線に配慮し計画すること。なお、不審者等への対策についても考慮すること。
- シ 花壇等、緑化の推進に配慮すること。
- ス 既存の銅像等も配置計画に含め、適切な位置に移動すること。
- セ 陸上競技用に砂場を設けること。

(32) 遊具スペース

- ア 遊具スペースは、校舎に近い位置に配置すること。
- イ 遊具は、中低高の3連ステンレス製鉄棒、幅1.8m程度のステンレス製山形雲梯、滑り台付ステンレス製ジャングルジム、1人乗り4基程度のステンレス製ブランコ、バスケットゴール(2基)、のぼり棒(3本程度)、太鼓橋等を安全性に配慮して配置すること。
- ウ 既存の遊具で移設が可能であるものは配置計画に含め、適切な位置に移設すること。

(33) 校門・門扉

- ア 校門及び門柱を適切に配置し、門柱には校名を明記すること。また、館銘板・案内板も設けること。
- イ 校門等には、許可のない者の侵入を阻止する等、保安警備に必要な機能を持たせ、児童の安全を確保するよう配慮すること。

(34) 植栽計画

- ア 敷地の外周部等に、四季を感じることでできる樹木等を植栽(移植)し、緑豊かな環境を創造し、児童の情操を養うため、施設と植栽(花壇も含む)において空間的な演出を行うこと。なお、中高木は避け、できる限り管理の手間のかからない低木を前提とすること。
- イ 落葉樹を設ける場合は、雨樋のつまり等、維持管理上支障をきたすことのないよう計画するとともに、近隣住民等にも十分配慮すること。
- ウ 駐車場には樹木や植栽、緑化ブロックを用いる等、殺伐とした景観とならないよう配慮すること。

(35) 駐車場・駐輪場

- ア 駐車場及び駐輪場は、円滑かつ安全な出入りに配慮するとともに、不審者の侵入防止等の観点から死角の少ない場所に配置すること。また、車両(緊急車両は除く)が駐車場から屋外運動場に乗り入れができないよう計画すること。
- イ 来賓用及び一般用の駐車場として10台程度が駐車できる面積を確保すること。
- ウ 駐輪場として自転車やバイク等が20台程度駐輪できる面積を確保すること。
- エ 駐車場の仕上げは、事業者提案とし、駐車場内の安全が図られるよう駐車区画、場内歩行者動線及び雨天時に転倒しないように十分に配慮すること。

- オ 物資搬入・搬出用車両の臨時通行・駐車は、可能な限り建物に近接できるように、敷地内通路等を共用できるようにするなど、適切に計画すること。その際に、歩行者の安全に十分配慮して歩道等を設置する等の工夫を施すこと。
- カ 騒音、排気ガス等が学校教育活動や周辺地域に影響を及ぼさないよう配慮すること。
- キ 駐輪場は、小学校正門周りに設け、屋根については、透明にする等、明るくデザイン性に配慮した計画とすること。

(36) サイン計画

- ア 案内表示も含め、施設の案内板を、シンプルかつ大きな文字のデザインで、施設内部及び敷地内の分かりやすい位置に設置すること。
- イ 各室名は、分かりやすく表示する等、適切にサイン計画を行うこと。
- ウ 松田小学校の銘板及び注意書きの看板等を設置すること。
- エ 室名称のサインは、全て諸室に設けるとともに、英語での表記も行うこととする。
- オ トイレ、階段、その他シンボル化した方が望ましいものについては、ユニバーサルデザインに配慮したピクトグラムとしてもよい。
- カ サインは、楽しく親しみのあるデザインに配慮すること。
- キ サイン計画には、校章の設置を含むものとする。校章の仕様及び設置箇所については、小学校外壁に金属製の交渉を1ヶ所、アリーナ文字幕中央に刺繍の校章を1ヶ所とする。
- ク 施設の名称を示す看板を敷地外部の通りに面して設置すること。

(37) 廃棄物庫

- ア ごみ収集車両の停車位置や運搬動線に配慮して、廃棄物保管スペースを設けること。
- イ ごみ置き場を有蓋とし、分別に対応し、それぞれ十分なスペースを確保するとともに、収集車と児童の動線に配慮した計画とすること。
- ウ 給食センターでの提供食数に対応して、本町の分別方法及び収集内容に十分対応できるものとする。

(38) その他

- ア 雨水を処理するのに十分な能力のある排水溝または暗渠を設けること。なお、敷地内を通る排水溝及び暗渠には、トラップを設け、虫等が発生しにくい構造とすること。
- イ 雨水の処理は、水溜りや冠水が起きないように配慮するとともに、再利用を図ることを検討すること。
- ウ 建物の周囲は、清掃しやすい構造とし、かつ、雨水による水溜り及び塵埃の発生を防止するため、適切な勾配をとり舗装すること。なお、舗装については、想定される車輛荷重（災害時の緊急車両等）に十分耐えるものとする。

- エ 安全性を確保するのに十分な照度の外部照明を設置すること。
- オ 本事業の安全性を確保するのに十分な囲い及び出入口の門扉を設置すること。
- カ 外構部に設置する外灯は、明るさを確保するとともにハイブリット灯等、自動点灯できるよう計画とし、省エネルギー対策や近隣住民への影響に留意すること。
- キ 農具、園芸用具、油等の危険物、用務員用具等の保管倉庫を設置すること。
- ク 空調屋外機の設置箇所は、音や臭気、景観等に配慮すること。
- ケ 屋外コンセントを適切に配置すること。
- コ アプローチや屋外通路等は、バリアフリー対応とし、主要な部分は、美観にすぐれ排水性がよく滑りづらい仕上げとすること。
- サ 歩道の切り下げや舗装の現況復旧等、道路との取り付けに係る整備に関して、関係機関との協議に基づいて行うこと。
- シ A E Dを保健室廊下側及び屋内運動場ロビーに設置すること。
- ス 児童の安全な通学環境を確保するため、学校用地東側及び北側に歩行空間を確保すること。
- セ 敷地南側道路に面する部分については、約 1.5m程度セットバックし、歩道を整備すること。
- ソ 事業に伴い、電波障害や防災無線放送等が聞こえづらくなるよう配慮すること。また、問題等が生じた場合には、適切な措置を講じること。
- タ 耐震性防火水槽（飲料水兼用型 60 t）等を適切に設置すること。

5. 設計業務

（1）業務の手続き及び手順

- 設計業務は、次に示す手続き及び手順により行う。なお、業務の実施に当たっては、本町及び関係官公署の指導等に従うものとする。
- ア 業務に先立ち、業務着手届等、必要書類を提出し、本町の承諾を受けること。
 - イ 基本的な図面等を作成し、本町の確認を受けた上で詳細な設計に進むものとする。
 - ウ 詳細な設計において、実施設計図、構造計算書及び積算書等を作成すること。
 - エ 本町と十分に協議を行いながら業務を実施し、業務の進捗状況に応じて、適宜、本町の間接報告を行う。また、関係官公署への申請及び届出に係る必要な協議・手続き等については、事前に本町の確認を受けた上で行うこと。
 - オ 本町及び各関係官公署との打合せ事項を記録し、文書で本町に提出すること。

- カ 本町が行う近隣住民等に対する事業概要説明会や工事説明会等への出席及び資料作成に協力すること。
- キ 設計完了後に本書に適合しない箇所及び設計内容に瑕疵が発見された時は、本町と協議の上、事業者の責任において設計図書の修補を行うこと。

(2) 設計図書作成要領

ア 設計図の作成

作成に必要な設計図は、別紙資料3「設計業務に係る成果品」によることとする。設計図の作成に当たっては、本町と協議の上、下記の要領で行う。

- (ア) 公共建築工事標準仕様書、公共建築改修工事標準仕様書及び本書の内容によらないものについては、必要な事項を設計図に記載する。
- (イ) 設計図等の用紙、縮尺、表現方法、タイトル及び整理法は、本町の指示を受けなければならない。
なお、設計図は、工事ごとに順序良く作図し、各々一連の整理番号を付ける。
- (ウ) 将来的な小中一貫校としての建物利用及び校舎棟の増築にも留意しながら、建築計画・設計を行うものとする。

(3) 基本設計

基本設計図書の作成業務においては、貸与資料にある基本計画報告書の内容等を参考にし、更に、本町の要件等を踏まえた図書を作成する。

(4) 実施設計

事業者は、本町と十分に打合せを行い、以下の業務を履行すること。

ア 基本資料の作成

法令調査、敷地調査及び現況調査等を行い、実施設計の基礎となる現況図等を作成すること。

イ 実施設計図書の作成

本書、基本資料等に基づき、実施設計図書を作成すること。

なお、実施設計図書は、事業者の責において作成するものとし、図面には建築士法に基づき、記名押印を行うこと。

ウ 工事費内訳書等の作成

実施設計図書に基づき、積算数量計算書、工事費内訳書等を作成すること。

なお、本事業では、文部科学省の国庫補助事業を活用するため、工事費内訳書については、項目ごとに国庫補助事業の区分を明確に示すこと。

エ 工事の実施に必要な各種申請業務

(ア) 条例に基づく届出等

事業者は、神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例の規定に基づく届出等の申請を行うこと。

(イ) 消防計画書

工事中の消防計画について、所轄の消防署担当課と事前協議の上、工事中の消防計画等を作成すること。

(ウ) その他

工事の実施に必要な手続きは、事前協議を含めて事業者が全て行うこと。また、建築確認申請等に必要な手数料等は、事業者の負担とする。

(5) その他

ア 必要な書類関係

(ア) 業務着手時に必要な書類

別紙資料3「各種業務に係る提出書類」に掲げる設計に関わる書類のうち、契約後に速やかに提出が必要な書類を本町に提出すること。

(イ) 業務完了時に提出すべき書類

別紙資料4「設計業務に係る成果品」に掲げる書類一式(正・副)を本町に提出すること。

イ 資料の貸与

現況図等の作成に当たり、当初建築時の設計図や各種報告書等の電子データが必要な場合は、データを貸与する。

ウ 材料の選択

本書で指定していない材料は、原則として JIS または JAS の品格品を使用し、人体に害を及ぼす恐れのある化学物質を含まないもので、耐久性に優れたものを使用すること。

エ 業務の実施にあたっては、提言書等を遵守するとともに、本町と(仮称)松田町学校建設委員会の要望を尊重すること。

オ (仮称)松田町学校建設委員会とは、本町、有識者、地域住民等の一般によって構成される松田小学校の建設について議論する委員会である。

6. 工事監理業務

事業者は、本町と十分に打合せを行うとともに、工事監理に係る運用基準を遵守し、業務を履行すること。なお、工事監理業務の実施にあたっては、「建築工事監理業務委託共通仕様書(国土交通省大臣官房官庁営繕部)」に基づくものとする。

(1) 基本的事項

ア 本事業の対象工事の工事監理を行うこと。

イ 業務開始後速やかに、業務着手届等、必要書類を提出し、本町の承諾を受けること。

ウ 工事に係る全ての書類、図書が本書及び契約書等に定めるとおりであるか審査を行うこと。

- エ 工事を安全かつ円滑に進めるため、工事施工者等への指導及び監督、関連工事の連絡調整、工事現場の安全衛生管理を行うこと。また、工事管理者は、不測の事態に備えて工事施工者等へのその所在及び連絡先を明らかにしておくこと。
- オ 工事現場からの協議・質問等には、基本的にその日のうち(24時間以内)に回答するワンデーレスポンスの実施により、工事現場の手持ちをなくし、安全で効率的(時間的・経済的)な施工の実現を目指すこと。
- カ 工事工程を常に把握し、工程に異常が認められた場合は、直ちに本町に報告すること。工事監理日報の様式は任意とし、本町に対し、定期的かつ具体的な報告をすること。また、本町の指示あるいは承諾等が必要で、かつ予め想定し得る事項については、速やかに本町に連絡すること。
- キ 工事施工者等より提出される各種承諾函、施工図及びこれに類する工事関係必要書類については、十分精査の上、必要に応じて直ちに提示できるよう整備し、管理しておくこと。
- ク 検査の際には、工事施工者等より提出される工事記録写真の精査及び出来高率の算定等の準備を行い、かつ検査時に必ず立会うものとする。
- ケ 本町が行う近隣住民等に対する事業概要説明会や工事説明会等への出席及び、資料作成に協力すること。

(2) 工事監理の実施内容

- ア 工事監理方針の説明等(工事監理方針の説明、工事監理方法変更の場合の協議)
- イ 設計図書の内容の把握等(設計図書の内容の把握、質疑書の検討)
- ウ 設計図書に照らした施工図等の検討及び報告(施工等の検討及び報告、工事材料・設備機器等の検討及び報告)
- エ 工事と設計図書との照合及び確認の作業
- オ 工事と設計図書との照合及び確認の結果報告等
- カ 工程表の検討及び報告
- キ 設計図書に定めのある施工計画の検討及び報告
- ク 工事と本書及び契約書等との照合、確認及び報告等(工事と本書及び計画書等との照合・確認及び報告、本書及び契約書等に定められた指示・検査等、工事が設計図書の内容に適合しないと疑いがある場合の破壊検査)
- ケ 関係機関の検査の立会い等
- コ 業務報告書の提出
- サ 設計業務において作成した実施計画書に対する出来高設計書の作成
- ケ 本町が行う近隣住民等に対する事業概要説明会や工事説明会等への出席及び、資料作成に協力すること。

7. 施工業務

事業者は、設計業務が完了し、実施設計図書に関して本町の検査を得た後に、本事業の施工に着手すること。

但し、設計業務の完了前であっても、やむを得ず着手する必要がある場合には、本町の承諾を受けた箇所については、施工業務着手届を提出して、本事業の施工に着手することができる。

事業者は、本町と十分に打合せを行うとともに、工事施工に係る運用基準を遵守し、業務を履行すること。

(1) 基本的事項

- ア 契約書に定める期間内で、全ての施工を行い、本町の行う完了検査に合格すること。
- イ 本事業に対しては、事前に特記仕様書等の計画関係図書及び以下の点に留意して、施工計画を作成し、工事監理者の承諾を得ること。
 - (ア) 工事で使用したまたは工事用車両の通行により舗装や近隣家屋等を傷めた部分については、原則として、完了検査を受けるまでに現状復旧すること。
 - (イ) 工事に支障となる既存施設または樹木等は、本町と協議の上、撤去することができる。なお、撤去した部分は原則として、現状復旧すること。
 - (ウ) 無理のない工事工程を立案し、必要に応じて、近隣住民に周知することにより、作業時間等に関する了解を得ること。
 - (エ) 工事に際しては、安全管理に徹底するとともに、近隣住民への影響を最小限度に留めること。
 - (オ) 本町が行う近隣住民等に対する事業概要説明会や工事説明会等への出席及び、資料作成に協力すること。

(2) 着手前業務

- ア 工事に先立ち、必要書類を提出し、本町の承諾を受けること。
- イ 工事に先立ち、当該敷地、近隣の状況等の事前調査を十分に実施すること。
- ウ 工事に先立ち、労働基準監督署、警察署等への必要な申請及び届出を行うこと。なお、関係官公署等の検査等が必要となる場合は、事業者は本町の指示により立会うこと。
- エ 本事業の施工に先立ち、協力事業者承諾書、施工計画書、製作図、施工図、計算書等を作成し、本町の承諾を得ること。
- オ 工事に関するデータを（一財）日本建設情報総合センター（JACIC）のコリンズ・テクリスに登録（契約時、変更時、竣工時）し、登録済みの受領書の写しを本町に提出すること。
- カ 工事着手前及び工事中、必要に応じ、近隣住民に対する工事説明を行うこと。

キ その他工事の着手時に必要な手続き等を行うこと。

(3) 施工期間中業務

各種関連法令及び工事の安全等に関する指針等を遵守し、実施設計図書及び施工計画等に従い、業務を遂行すること。

ア 工事着手及び工事中、必要に応じ、近隣住民等に対する工事説明を行う。

イ 必要書類を提出する場合、工事監理者の確認を得た上で、本町に提出すること。

ウ 工事の実施に当たり、建築業法に基づく適正な技術者等を選任して配置し、工事管理を行うこと。

また、本町が要請した時は、技術者等は工事施工の事前説明及び報告、施工状況を説明すること。

エ 障害物及び地下埋設物等がある場合は、速やかに本町と協議し、指示を仰ぐこと。

オ 既存道路等を損傷した場合は、事業者の責任で補修すること。

カ 工事期間中の月報を作成し、工事監理者の確認を得た上で、提出すること。

キ 本施設受渡し後、1年目点検を実施すること。

ク 本施設受渡し後に本書に適合しない箇所及び設計・施工内容に瑕疵が発見された時は、本町と協議の上、事業者の責任において必要な処置を行うこと。

ケ 工事用電力については、付近東電柱より引き込み使用することとし、この場合の設置費用及び使用料は全て請負者の負担とする。

コ 工事用水については、敷地内の水道を有償にて利用できるものとする。

サ 工事に支障のある屋外埋設管や舗装、樹木その他の撤去・移動を行う場合は、本町と協議の上、原則として、現状復旧すること。

シ 撤去工事時は、建物外壁4面に渡って防音パネルやシート等の防音対策を施すとともに、施工に伴う振動、騒音を最小限にするために、工事内容に応じて、低振動・低騒音の機材を使用すること。

ス 塵埃等の飛散防止のために、必要に応じて、適切な防護シート等を使用すること。

セ 周辺地域の交通渋滞や通行人への迷惑を考慮し、交通誘導員を適切に配置すること。

ソ 近隣住民及び児童ならびに通車車両に対し、危険のないよう注意の上、施工を行うこと。また、工事に必要な安全対策を講じること。

タ 工事により、近隣住民、建物及び進入道路等に損害（騒音、振動、塵埃等を含む。）を与えた場合には、事業者において措置し、経過及び結果を本町に報告すること。

チ 工事車両の進入口については、現在の道路幅員が約4.0mとなっているが、平成31年度中に約7.0mまで拡幅する予定としている。

ツ 工事車両は児童や学校関係者並びに近隣住民や建物に対して、十分な配慮を行い、通行すること。

(4) 竣工時業務（部分払い請求時は、これに準ずる。）

ア 工事完了後、速やかに内部検査を行い、本町に工事完了を通知すること。

イ 工事完了検査に必要な手続きを、工事工程に支障がないよう実施すること。

ウ 事業者は、工事完了までに関係法令に基づく検査を受けること。また、本事業が完了したことを確認するために、本町の検査を受け、合格した上で引渡しを行うこと。

エ 事業者は、別紙資料3「各種業務に係る提出書類」に掲げる工事に関わる書類を提出し、本町の承諾を受けること。

(5) 国庫補助金関係に係る支援

事業者は、本町の要請に基づき、国庫補助金関係に係る図面の作成等、必要書類の支援を行うこと。

(6) 会計検査に係る支援

事業者は、本町の要請に基づき、会計検査に係る支援を行うこと。

別紙資料1 リスク分担表

リスクの種類		リスクの種類 リスクの内容	負担者			
			町	事業者		
共通	提供した情報リスク	公募資料等の記載内容の誤り及び変更に関するもの	○			
	契約リスク	議会の議決を得られないことによる契約締結の遅延・中止	○			
		上記以外の町の事由による契約締結の遅延・中止	○			
		事業者の事由による契約締結の遅延・中止		○		
	応募リスク	応募費用		○		
	制度関係リスク	政治・行政リスク	本事業に直接影響を及ぼす町に関わる政策の変更・中断・中止	○		
			法制度リスク	本事業に直接関連する根拠法令の変更、新たな規正法の成立	○	
			上記以外の法令の変更		○	
		許認可リスク	事業者が取得すべき許認可の取得遅延または取得できなかった場合		○	
			町の事由による許認可取得遅延	○		
		税制度リスク	消費税の範囲変更、税率変更に関するもの	○		
			法人の利益や運営に係る税制の新設や税率の変更		○	
			建物所有に関する税制の新設・変更に関するもの		○	
			本事業に直接影響する税制の新設・税率変更に関するもの	○		
			上記以外の法人税の新設・変更に関するもの		○	
		社会リスク	住民対策リスク	本事業そのものに対する住民の理解が得られない場合	○	
				提案内容に関し、住民の理解が得られない場合		○
	住民からの苦情（建設時・運営・維持管理時）				○	
	第三者賠償リスク		本事業の実施に起因して第三者に及ぼした損害		○	
	環境関連リスク		工事による騒音・振動・地盤沈下・地下水の枯渇、大気汚染・水質汚濁・臭気・電波障害等に関する対応		○	
債務不履行リスク	町の債務不履行による中断・中止	○				
	事業者の債務不履行・構成企業の債務不履行等による遅延・中断・中止		○			

リスクの種類		リスクの種類 リスクの内容	負担者		
			町	事業者	
共通	不可抗力リスク	天災・暴動等自然・人為的な事象のうち、通常予見不可能な事象による損害・遅延・中断・中止	○	△	
	経済リスク	資金調達リスク	交付金・補助金の調達・確保	○	
		物価変動リスク	インフレ・デフレ年間変動1%以内の変動		○
			上記を超える大幅な変動（1%を超えるもの）	○	
	発注者責任リスク	町の指示の不備・発注文書・提案書の規定を超える変更による設計・工事・維持管理・運営の請負内容の変更	○		
		事業者の指示・判断の不備・変更による、設計・工事・維持管理・運営の変更		○	
	警備リスク	盗難・器物破損などによる費用の増大・遅延等		○	
	請負委託リスク	事業者からの業務委託に関するリスク		○	
	要求水準未達リスク	基本条件・提案内容水準の未達が発見された場合の改善・補修・業務の変更等に係る費用の増大		○	
支払遅延・中断リスク	町の支払いの遅延・中断	○			
安全管理リスク	建設期間・維持管理期間に事故や第三者に損害を及ぼし、遅延や損害が生じた場合		○		
設計・施工	設計リスク	本町が提示した設計に関する与条件又は発注仕様書の内容に不備があった場合	○		
		事業者が実施した設計に不備があった場合		○	
	設計変更リスク	町の提示条件・指示の不備、変更に関するもの	○		
		事業者の提示内容、指示、判断の不備によるもの		○	
	工期変更・工事遅延リスク	町の指示および町の責めに帰すべき事由によるもの	○		
		事業者に起因するもの		○	
	建設コスト増大リスク	町に起因するもの	○		
		事業者に起因するもの		○	
工事管理リスク	工事管理の不備によるもの		○		

リスクの種類		リスクの種類 リスクの内容	負担者	
			町	事業者
設計・施工	瑕疵リスク	瑕疵担保期間中に発見された瑕疵		○
		瑕疵担保期間終了後に通常の検査によって発見できない隠れた瑕疵が発見された場合		○
	工事中止リスク	町の指示によるもの	○	
		事業者の責めに起因する中止		○
その他	事業終了リスク	事業終了手続きの諸経費・事業者の精算手続き費用		○
		町の帰責によるもの	○	

別紙資料 2 校舎棟等必要諸室リスト

【予定教室数及び各室面積】

区分	室名	室数	参考面積 (㎡)	備考
校舎	普通教室	18	64 ㎡	学童保育利用 4 室、 少人数授業用教室 (空き教室がある場 合)、児童用更衣室 (空き教室がある場 合) 含
	放課後子ども教室	1	64 ㎡	少人数授業用教室、 コミュニティスペー ス、PTA室、児童 用更衣室、プレイル ーム含
	特別支援学級教室	4	32 ㎡	
	理科室	1	96 ㎡	
	理科準備室	1	32 ㎡	
	音楽室	1	105 ㎡	
	器楽室	1	48 ㎡	
	音楽準備室	1	48 ㎡	
	図工室	1	96 ㎡	
	図工準備室	1	32 ㎡	
	被服室	1	96 ㎡	
	被服準備室	1	30 ㎡	
	調理室	1	96 ㎡	
	調理準備室	1	32 ㎡	
	生活科室	1	64 ㎡	
	多目的室	1	105 ㎡	イングリッシュルー ム、少人数授業用教 室、児童用更衣室、 プレイルーム含
	メディア室 (図書室・書庫・コンピュータ室)	1	224 ㎡	
	コンピュータ準備室	1	32 ㎡	
	校長室	1	32 ㎡	
	職員室等 (更衣室、トイレ、印刷室等)	1	192 ㎡	シャワールーム (男 女兼用) 含
会議室	2	48 ㎡		

区分	室名	室数	参考面積 (㎡)	備考
校舎	保健室	1	64 ㎡	
	放送室	1	32 ㎡	
	相談室	1	32 ㎡	
	事務室	1	32 ㎡	
	教材室	2	30 ㎡	
	資料室	2	26 ㎡	
	倉庫	2	16 ㎡	防災備蓄倉庫 (800人分) 含
	給食調理室	1	350 ㎡	
	給食調理員休憩室	1	45 ㎡	
	配膳室	3	35 ㎡	
	昇降口	1	96 ㎡	
	玄関	1	32 ㎡	
	トイレ (男女別々×1セット)	13	32 ㎡	
	みんなのトイレ	4	5 ㎡	
屋内運動場	アリーナ	1	720 ㎡	
	ステージ	1	120 ㎡	
	ステージ袖	2	24 ㎡	
	ギャラリー	2	30 ㎡	
	更衣室	2	18 ㎡	シャワールーム含
	器具庫	3	21 ㎡	
	防災用備蓄倉庫	1	32 ㎡	(1,000人分)
	トイレ (男女別々×1セット)	1	32 ㎡	
	みんなのトイレ	1	5 ㎡	
屋外運動場	屋外器具倉庫等	1	50 ㎡	体育器具等(外部収納) 屋外トイレ(男女別々) スプリンクラー機械室含
	保管倉庫	1	5 ㎡	農機具等(外部収納)
	エレベーター	1基	—	車椅子対応
	ダムウェーター	1基	—	
その他	廊下・階段等	—	必要面積適宜	体育館入口玄関含

※上記リストは、本町が必要と想定する諸室等のリストであり、室数や規模等、事業者の提案を妨げるものではない。

※現段階では本事業には含まれていないが、将来的な小中一貫校としての建物利用に伴って必要となる校舎棟の増築等も念頭に入れた建築計画・設計を行うものとする。

【将来的に必要なとされる諸室・面積】

室名	室数	参考面積 (㎡)	備考
理科室・準備室	1	128 ㎡	
音楽室・準備室	1	128 ㎡	
技術室・準備室	1	128 ㎡	
美術室	1	128 ㎡	
学童保育室	4	64 ㎡	
学習支援室	1	32 ㎡	教室に入れない生徒を支援
生徒用更衣室	2	32 ㎡	
教材室	3	16 ㎡	
廊下・階段・トイレ等		必要面積 適宜	

※上記リストは、本町が必要と想定する諸室等のリストであり、室数や規模等、事業者の提案を妨げるものではない。

※現段階では本事業には含まれていないが、将来的な小中一貫校としての建物利用に伴って必要となる校舎棟の増築等も念頭に入れた建築計画・設計を行うものとする。

【本事業にて購入する備品リスト】

区分	品名	数量	備考
普通教室及び特別教室等	黒板	30 室	I C T 対応
理科室	教師用実験台	1 台	
	生徒用実験台	6 台	
図工室	教師用工作台	1 台	
	生徒用工作台	6 台	
被服室	教師用裁縫机	1 台	
	生徒用裁縫机	6 台	
調理室	教師用調理台	1 台	
	生徒用調理	6 台	
昇降口	下駄箱	36 本	
給食調理室	給食センター設備	1 式	
屋内運動場	バレーボールコート	2 面	
	バスケットボールコート	3 面	

※ その他、小学校に必要なと思われる備品については、事業者提案とする。

別紙資料 3 各種業務に係る提出書類

【契約締結後】

名称	備考
契約金額内訳書	
予定工程表（全体）	
配置予定技術者通知書	
履歴書、資格証、修了証、雇用 3 ヶ月	
組織表・緊急連絡表	

【設計】

名称	備考
業務着手届（設計）	
工程表（設計）	
管理技術者選任通知書	
業務計画書（設計）	
進捗状況報告書	
成果品納品書（設計）	
完了届（設計）	

【工事監理】

名称	備考
業務着手届（工事監理）	
工程表（工事監理）	
管理技術者選任通知書	
業務計画書（工事監理）	
工事監理月報	
出来高設計書	
完了届（工事監理）	

【工事】

名称	備考
工事費内訳書	
建設工事保険等	
工事着手届	
工程表（工事全体）	
主任技術者等選任通知書	
工事カルテ登録内容確認書（工事实績）	
下請契約等の通知書・変更通知	
施工体制台帳（施工業者承諾書）	
施工体系図	
建築業退職金共済証紙関係書類	
主要資材発注調書	
施工計画書（総合）	
施工計画書（工種別）	
関係官公署届出申請書類一覧表	
実施工程表	
施工図	
工事月報	
長期休暇連絡書	
建設副産物処理関係書類	
工事請負契約に係る産業廃棄物処理表	
建設リサイクル法関係書類	
出来形検査願	
発生材調書	
納品書・材料検収簿	
地域産材使用状況調査票	
木材調達計画書（木材使用部所）	

【工事完了後】

名称	備考
工事完成通知書	
完成図書一式	
電子データ（CD-R または DVD-R に書き込み、クローズした上で提出）	
関係官公署届出申請書類	
取扱説明書及び保証書	
鍵引継書	
工事目的物引渡申出書	

別紙資料4 設計業務に係る成果品

【基本設計図書】

名称	備考
建築（総合）基本設計図書	
建築（構造）基本設計図書	
木材利用基本設計書	
電気設備基本設計図書	
機械設備基本設計図書	
空調換気設備設計図書	
Z E B仕様設計図書	
工事費概算書	
仮設計画概要書	
透視図	
リサイクル計画書	
設計説明書	
備品計画	
打合せ記録簿	
その他本町が指示するもの	

【実施設計図書】

名称	備考
建築（総合）設計図	
建築（構造）設計図	
構造計算書	
木材利用設計図	
電気設備設計図	
機械設備設計図	
空調換気設備設計図	
給排水衛生設備設計図	
電気設備設計計算書	
機械設備設計計算書	

【実施設計図書】

名称	備考
空調換気設備設計計算書	
給排水衛生設備設計計算書	
昇降機設備設計図	
昇降機設備設計計算書	
Z E B仕様計画書	
建築工事積算数量算出書	
建築工事積算数量調書	
電気設備工事積算数量算出書	
電気設備工事積算数量調書	
機械設備工事積算数量算出書	
機械設備工事積算数量調書	
空調換気設備工事積算数量算出書	
空調換気設備工事積算数量調書	
見積書等関係資料	
工事設計仕様書（内訳書）	
防災・防犯計画書	
省エネルギー関係計算書	
リサイクル計画書	
備品計画	
設計説明書	
概略工事工程表	
確認通知書	
確認済書	
構造計算データ	
打合せ記録簿	

